「指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業」重要事項説明書

|  |
| --- |
| 本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援サービス・指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）の規定に則り、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。 |

●●法人

　　　　　　　　　●●事業所

当事業所は和歌山市の指定を受けています。

（事業所番号●●●●）計画相談支援

（事業所番号●●●●）障害児相談支援

１．事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 設立年月 |  |

２．事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の種類 | 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所令和　　年　　月　　日指定 |
| 事業の目的 | 指定相談支援の運営管理を図るとともに、障害児者に対し適切な障害福祉サービス等を提供すること |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 管理者氏名 |  |

３．事業実施地域

|  |
| --- |
|  |

４．営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 |  |
| 受付時間 |  |
| ｻｰﾋﾞｽ提供時間帯 |  |

５．職員の体制

（１）職員の配置

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | 　　　　名 |
| 相談支援専門員 | 　　　　名 |

（２）各職種の勤務体系

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 勤務体系 |
| 管理者 | ８：３０～１７：００ |
| 相談支援専門員 | ８：３０～１７：００ |

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容

①サービス利用計画の作成

　　利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

　サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

　サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

　③サービス等利用計画の変更

　利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

　④障害児者支援施設等への紹介

　ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害児者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

（２）利用料金

　①サービス利用料金

　指定特定相談支援サービス又は指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

　②交通費

　通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

　③利用料金のお支払い方法

　前記②の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求します。お支払方法は、個別に相談させていただきます。

７．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

　サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

８．秘密の保持と個人情報の保護について

（１）事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

（２）事業者及び相談支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了後も継続します。また職員でなくなった後においても、その秘密を保持することを雇用契約の内容とします。

（３）利用者及び利用者の家族の個人情報は、利用者にあらかじめ同意を得ない限り、個人情報をサービス担当者会議等で使用したり、他の福祉サービス事業所等に提供しません。

９．利用者の記録や情報の管理、開示について

　本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から５年間です。

　本事業所における記録の項目は次のとおりです。

①サービス等利用計画

②アセスメントの記録

③サービス担当者会議等の記録

④モニタリング結果の記録

⑤利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

⑥利用者からの苦情の内容等の記録

⑦事故の状況及び事故に際しての対応の記録

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧・複写の受付 | 　●●：●●～●●：●● |

１０．緊急時の対応

　サービス提供中に、利用者の病状が急変した場合等の緊急時には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者のかかりつけ医療機関 | 主　治　医：医療機関名：所　在　地：電話番号　： |
| 緊急連絡先 | 氏　　　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　続柄　　　　住　　　所：電話番号　： |

１１．事故発生時の対応方法について

　利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

　また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 損害保険会社名 | 　　　　　 |
| 損害保険の種類 |  |

１２．苦情等の受付について

（１）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

　サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下で受け付けます。

 ○苦情受付担当者　　●●　●●

　　○受付時間　　　　　毎週　曜日～　曜日　　●●：●●～●●：●●

　　○苦情解決責任者　　●●　●●

（２）行政機関その他苦情受付機関

|  |  |
| --- | --- |
| 和歌山市役所　障害者支援課 | 所在地　和歌山市七番丁23電話番号073-435-1060　　ＦＡＸ073-431-2840受付日・時間　月～金8:30～17:15 |
| 和歌山市保健所　保健対策課　 | 所在地　和歌山市吹上5丁目2番15号電話番号 073-488-5163（こころの医療福祉グループ)　　　 　073-488-5116（難病対策グループ）　　　　　　　ＦＡＸ 073-431-9980受付日・時間　月～金8:30～17:15 |
| 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地　和歌山市手平二丁目１－２（和歌山県社会福祉協議会　内）電話番号073-435-5527・ＦＡＸ073-435-5584受付日・時間　月～金9:00～17:30 |

１３．虐待防止について

　　事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止に関する担当者 |  |

1. 成年後見人制度の利用を支援します。
2. 苦情解決体制を整備しています。
3. 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
4. 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。

１４．サービス提供開始予定年月日

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供開始予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

　令和　　　年　　月　　日

　指定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

　　　説明者職名　 　●●●　　　　 　　氏名　　　●●　　●●

　私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

　　　利用者住所：

氏　　　名：

代理人等住所：

　　　　　氏　　　名：

　　　　　続　　　柄：